

平成 22年 9月 21日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：平成 19 年度～平成 21 年度
 課題番号：19520621
 研究課題名（和文） 中世ドイツの統治システム～中世西欧の統治システムの比較研究～
 研究課題名（英文） Administrative Systems in Medieval Germany: Comparative Studies
 of Administrative Systems in Medieval Europe
 研究代表者 高山 博
 (TAKAYAMA HIROSHI)
 東京大学・大学院人文社会系研究科・教授
 研究者番号：90226936

研究成果の概要（和文）：ローマ帝国がガリアを支配していた時代からドイツの領邦が強化される中世後期の時代まで、ドイツの王権と諸侯との関係がどのように変化し、王や諸侯の統治システムがどのように変化していったかを検討した。次の7つの時期、すなわち、(1) フランク支配以前（古ゲルマン時代）、(2) フランク時代、(3) 東フランク王国と領邦の時代、(4) ザクセン朝の時代、(5) 叙任権闘争の時代、(6) シュタウフェン朝の時代、(7) 中世後期、に分けて作業を進めた。

研究成果の概要（英文）： I have examined how the relationship between the kings and the territorial princes, as well as their administrative systems, changed in Germany from the Roman period until the late Middle Ages, including those periods of Germanic kingdoms before the Franks' expansion, of the Frankish kingdoms, of the East Frankish Kingdom and principalities, of the Saxon dynasty, of the Investiture Contest, of the Hohenstaufen dynasty, and of the late Middle Ages.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 19 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
平成 20 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
平成 21 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：史学

科研費の分科・細目：西洋史

キーワード：西洋史、中世、ドイツ、統治システム、王権、比較、領邦、フランク

1. 研究開始当初の背景

私は、30 年ほど前、異文化交流・接触への関心から、アラブ・イスラム文化、ギリシャ・ビザンツ文化、ラテン・キリスト教文化が並

存した中世シチリアの研究を始め、地中海の三つの文化圏（アラブ・イスラム文化圏、ギリシャ・ビザンツ文化圏、ラテン・キリスト教文化圏）を比較し、それらを包括的に認識

するための枠組みを作ろうとしてきた。より具体的に言うならば、シチリアに残存するアラビア語、ギリシャ語、ラテン語の史料を照合し、三つの文化的要素を同時に処理することにより、分断され独立した伝統的ヨーロッパ研究、ビザンツ研究、イスラム研究を接合しようとしてきた。

しかし、その過程で、異なる文化圏を比較するための大きな障害と出会った。それは、ヨーロッパにおける研究の自国中心主義である。ヨーロッパにおける歴史研究の基本的な枠組みは 19 世紀の自国史研究の中で作られたため、西欧全体を認識の対象とする場合にも、限られた特定の国や地域の研究成果に基づいた議論を行ってきた。このパターンは現在に至るまで変わっておらず、いまだに西欧全体の変化を整合的に説明できる体系は欧米でも日本でも構築されていない。

たとえば、西欧各国のどの学界を見ても、中世史研究が自国史研究の一部として行なわれてきたため、自国を中心とする地域に関する研究の蓄積に比して、多地域との比較研究や多地域を含めた規模での研究が驚くほど少ない。商業や文化・宗教など必然的に広領域を扱わざるを得ないテーマを除けば、現実には、近代以降の国家の枠組みを越えた研究はほとんど存在していないのである。

この問題の重要性を自覚した私は、十数年前から「中世期の西欧（シチリア・南イタリア、フランス、イギリス、ドイツ、スペイン）の統治システムの比較研究」に取り組んできた。大学院の授業で一年に一つずつ、それぞれの統治システムを検討し、この問題の存在と重要性を再確認することができた。この授業のための準備が当研究の予備作業の役割を果たしている。二十数年来研究してきたシチリア・南イタリアの統治システムの研究がこの比較研究の重要な核をなすが、これまでに、フランスの統治システム（平成 7 年度国際交流基金フェロシップ事業助成金「13 世紀におけるフランス地方行政制度の確立過程」；平成 7 年度村田学術振興財団研究助成「中世フランスの統治システム—中世西欧の統治システムの比較研究—」；平成 9～11 年度基盤研究 (C) (2) 「中世フランスの王権と諸侯—統治システムの比較研究—」）と、イギリスの統治システム（平成 14～17 年度基盤研究 (C) (2) 「中世イギリスの統治システム—中世西欧の統治システムの比較研究—」）の検討をほぼ終えることができた。平成 19～21 年度の 3 年間に、ドイツ中世の統治システムの検討を行い、この比較研究を進めたいというのが当研究の背景である。

2. 研究の目的

当研究では、ローマ帝国がガリアを支配していた時代からドイツの領邦が強化される

中世後期の時代まで、ドイツの王権と諸侯との関係がどのように変化し、王や諸侯の統治システムがどのように変化していったかを明らかにする。他の国の歴史と同じく、ドイツの場合も、19 世紀以後、ドイツという国の起源を探るという関心のもとで研究が進められてきたために、中世にもドイツが存在したかのように歴史が語られ、議論される。しかし、ドイツという国は、アブリオリに存在したわけではない。

現在、ドイツという国があり、また、地理的枠組みとして「ドイツ」という言葉が使われている以上、この言葉を使わずにこの地域の過去を説明することは難しい。しかし、現在ドイツと呼ばれている地域は、過去に現在と同じ政治的枠組みを有していたわけではないし、一つのまとまりを有していたわけでもない。この地域では、他の地域と同じように、大小さまざまな人的集団が形作られ、それらの人的集団が離合集散を繰り返しながら、歴史を形作ってきたのである。その人的集団の離合集散の実態と変化を、政治的まとまりという観点から明らかにするのが、本応募研究の目的である。

西欧中世の統治システムの比較という研究は、わが国のみならず欧米学界においてもほとんど存在していない状況であり、当研究は、西欧中世史研究、西欧史研究に大きな貢献を行うことになるかと確信している。また、グローバル市場の成立や政治的分裂・統合の中で、国家のあり方が厳しく問われている現在のヨーロッパを理解するための、基本的な枠組みを提示することができると信じている。

3. 研究の方法

当研究は、私の長期の研究テーマである「西欧中世の統治システムの比較研究」の一部をなす。これまで集中的に行ってきたシチリア・南イタリアの統治システム、フランスの統治システム、中世イングランドの統治システムとの比較を前提に、中世ドイツの統治システムの検討を行う。中世ドイツの統治システムに関する研究の蓄積は膨大だが、当研究は、他の西欧中世の君主国との比較を目的としているため、シチリアやフランス、イギリスの統治システムと比較・検討しながら、その異なる点を明らかにするつもりである。当研究は、文献調査・史料調査であるため、作業の大部分が史料を読み、研究文献を検討する作業となる。

文献・史料の蒐集は、イタリアやフランス、イギリスも含めて広く行う予定である。日本で入手できるものはコピー等で利用し、日本国内の図書館に所蔵されていない資料や文献は、国外の図書館・文書館からコピー、マイクロフィルムなどで取り寄せる。CDなど

で利用可能な史料は、入手する。相当数の文献・史料を限られた時間の中で検討し、効率的に情報を整理する必要があるため、データベースの操作、史料情報の整理のためのプログラムを購入するなどして、コンピューター環境を整備する。また、少なくとも年に一度は、ヨーロッパでの現地調査、史料調査を行う。

中世ドイツの統治システムを、次の7つの時期、すなわち、(1) フランク支配以前（古ゲルマン時代）、(2) フランク時代、(3) 東フランク王国と領邦の時代、(4) ザクセン朝の時代、(5) 叙任権闘争の時代、(6) シュタウフェン朝の時代、(7) 中世後期、に分けて作業を進める。

平成19年度は、(1) フランク支配以前（古ゲルマン時代）、(2) フランク時代、(3) 東フランク王国と領邦の時代、を重点的に調査する。

(1) フランク支配以前（古ゲルマン時代）については、ローマ人によって記された史料（『ガリア戦記』や『ゲルマニア』など）やゲルマンの法典（『サリカ法典』など）の言葉の意味内容の再検討や考古学的調査により、これまで考えられてきたゲルマン部族集団、ゲルマン社会の構造が現在大幅に見直されつつある。最新の研究を吟味しながら、史料を再検討し、ゲルマニア（おおむね現在のドイツにあたる地域）にどのような人的集団が存在し、どのような統治システムを有していたかを、可能なかぎり明らかにしたいと思う。ローマ史料の中に出てくる *principes*、*rex*、*dux*、*magistratus* などの言葉が、現実にゲルマニアの何（あるいは、どのような人）を指していたかが、解決すべき重要な問題となる。

(2) フランク時代については、フランク人が書いたものが基本的な史料である。従って、この時代のドイツの状況は、フランク人の目を通してしか知ることができない。ライン川東岸（現在のドイツ）の地域は、メロヴィング朝期にはフランク人によって間接的にコントロールされ、カロリング朝期にはより直接的に支配されていたが、その地域の人々は、アレマン人、バイエルン人、ザクセン人、テューリングン人、オスト・フランケン人と呼ばれている。これらの名称で呼ばれる人々が、実際にはどのような人的集団を構成し、それらの人的集団がどのような統治形態を有していたかを明らかにしたいと思う。カロリング朝期にフランク王国に併合された後の時代については、フランク王国の統治システムの中でこの地域がどのように位置づけられていたかを検討する。この時代については、多くの年代記、証書史料が残されている。

(3) 東フランク王国と領邦の時代は、シャルルマーニュの死後まもなくして、王国が分

裂し王権が弱体化し、広域秩序が失われていった時代である。この時代については、時代を下るにつれて史料が大幅に減少していく。東フランク王国の時代については、王権と諸侯との関係、王の統治システムを検討する。王権が衰退し、領邦君主（公、伯など）が力をもつようになって以後は、この領邦君主の性格、領邦君主と王権との関係が中心テーマとなる。領邦君主と城主との関係がどのように変化していったかも、地域による違いを含めて明らかにしたい。

平成20年度は、(4) ザクセン朝の時代、(5) 叙任権闘争の時代、(6) シュタウフェン朝の時代、を重点的に調査する。

(4) ザクセン朝の時代は、侵入するマジャール人を撃退するために、王権を中心に旧東フランク王国がまとまり、王権が強化された後の時代である。ザクセン朝二代目の王オットー一世が962年に皇帝に即位し、神聖ローマ帝国が成立した。このザクセン朝に関しては、G. Althoff や H. Keller のように国家なき時代と見る研究者もいるが、王（皇帝）の統治がどのような形でどの範囲にわたって行われていたか、また、王と有力諸侯との関係の実態はどうであったかを、できるかぎり明らかにしたい。

(5) 叙任権闘争の時代は、皇帝と教皇が対立し、ドイツ国内が戦乱状態に陥った時代である。王権は弱体化し、諸侯が影響力を増し、王国内の分権化が進んでいく。この時代は、ドイツの国制の大きな転換期と位置づけられているが（J. Fleckenstein, hrsg., *Investiturstreit und Reichsverfassung*, Sigmaringen 1973; S. Weinfurter, *Herrschaft und Reich der Salier. Grundlinien einer Umbruchzeit*, Sigmaringen 1191）、実際に王の統治システムにどのような変化が生じ、政治的枠組みがどのように組み代わったかを検討する予定である。

(6) シュタウフェン朝の時代は、かつて、ドイツ中世史の中で最も研究の盛んな時代であった。ドイツの分権的国制の起源を探るといふ問題意識をもつ研究が多いが、シチリア王国との関係抜きにこの時代を理解することはできない（ハインリヒ六世はシチリア王となり、パレルモで育ったその息子フリードリヒ二世はシチリア王ののち、ドイツ王となった）。この時代については、ドイツ王国という枠組みを超えた、王の統治システムを明らかにする予定である。

平成21年度は、(7) 中世後期、を重点的に調査する。13世紀後半から15世紀までを扱う予定だが、王の統治システムだけでなく、ドイツ内の主要な領邦君主の統治システムが検討の対象となる。各領邦君主がどのような統治システムを有していたかを明らかにすることだ第一の目標だが、それらに共通するものと共通しないものを明らかにしたい

と考えている。

4. 研究成果

【平成 19 年度】

(1) フランク支配以前（古ゲルマン時代）については、最新のものを含むこれまでの研究を参照しながら、ローマ人によって記された史料（『ガリア戦記』や『ゲルマニア』など）やゲルマンの法典（『サリカ法典』など）を再検討し、ゲルマニア（おおむね現在のドイツにあたる地域）にどのような人的集団が存在し、どのような統治システムを有していたかを検討した。

(2) フランク時代については、研究文献と史料を検討しながら、ライン川東岸（現在のドイツ）の地域のアレマン人、バイエルン人、ザクセン人、テューリンゲン人、オスト・フランク人と呼ばれる人々が、どのような人的集団を構成し、それらの人的集団がどのような統治システムを有していたかを検討した。

(3) 東フランク王国の時代については、やはり、研究文献を参照しながら史料を検討し、王権と諸侯との関係、王の統治システムを重点的に調査した。王権が衰退し、領邦君主（公、伯など）が力をもつようになって以後は、この領邦君主の性格、領邦君主と王権との関係、領邦君主と城主との関係がどのように変化していったかを検討した。

【平成 20 年度】

(4) ザクセン朝に関しては、王（皇帝）の統治の範囲、また、王と有力諸侯との関係を検討し、王の統治において、王との友誼関係 *amitia* や近しさ *familiaritas* などの人的紐帯が大きな機能を果たしていたこと、有力諸侯の独立性の強さを確認した。

(5) 叙任権闘争の時代については、叙任権闘争によってドイツ王の統治システムにどのような変化が生じ、政治的枠組みがどのように組み代わったかを検討したが、帝国教会に対する王権の支配は弱まったが、帝国教会は王権の権力基盤であり続けたことが明らかとなった。

(6) シュタウフェン朝の時代については、フリードリヒ 1 世とフリードリヒ 2 世（及びその息子ハインリヒ 7 世）の統治に焦点を当て、その統治システムを検討した。

【平成 21 年度】

(7) 大空位時代（1257～73）後のルドルフ・フォン・ハプスブルクによる帝国領回収政策の実態と新たな統治システムの構築の検討を行い、ルドルフは、フリードリヒ 2 世の廃位以降の譲渡を無効とし、返還を要求したが、武力を行使した例は少なく、ほとんどは特権の確認と授与を行ったにすぎないことが判

明した。

さらに、カール 4 世の「金印勅書」（1356）が国王統治システムと領邦君主の統治システムに対して与えた影響の検討し、金印勅書は既存の法令や文書を集めたものにすぎなかったが、選帝侯による国王選挙の制度を定めることにより、国王と諸侯とのあいだの対立関係を固定化する役割を果たしたことが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 1 件）

高山博 「中世シチリアの「宗教的寛容」～ノルマン君主支配下のムスリム～」『島嶼と異文化接触』神戸大学大学院人文学研究科海港都市研究センター、査読無、巻号無、2010 年、35-56 頁。

〔学会発表〕（計 4 件）

高山博 「ノルマン・シチリア王国の権力構造と異文化集団」早稲田大学イスラム科学研究所、第 9 回シンポジウム「イスラムと IT」、特別講演 東京、早稲田大学、2009 年 12 月 12 日（土）。

Hiroshi Takayama, "The Norman Kingdom of Sicily: Forms of the Central Power and Multi-Cultural Elements at the Royal Court," *Lecture of a CMRS Distinguished Visiting Scholar*, Center for Medieval and Renaissance Studies, UCLA, USA, 2009 年 10 月 14 日。

高山博 「中世シチリアの「宗教的寛容」～ノルマン君主支配下のムスリム～」神戸大学海港都市研究センター、シンポジウム「島嶼と異文化接触」神戸大学 2009 年 3 月 9 日。

高山博 「中世地中海世界と文明の交流」福岡大学七隈史学会第 10 回大会、10 周年記念シンポジウム「九州の中世学～交易・開発・信仰」公開講演 福岡大学 2008 年 9 月 27 日。

〔図書〕（計 3 件）

Hiroshi Takayama, "Religious Tolerance in Norman Sicily? The Case of Muslims," *Puer Apuliae. Melanges offerts a Jean-Marie Martin*, eds. E. Cuozzo, V. Deroche, A. Peters-Custot & V. Prigent (Paris, Centre de recherche d'Histoire et Civilisation de Byzance, Monographies 30), 2009, pp. 451-464.

高山博 「シチリア伯ロゲリウス 1 世の統治～ノルマン統治システムの基礎～」近藤和彦編『歴史的ヨーロッパの政治社会』山川出版社、2008 年、38-73 頁。

Hiroshi Takayama, "The Administration of Roger I," *Ruggero I Gran Conte di Sicilia, 1101-2001, Atti del Congresso internazionale di studi per il*

IX Centenario (Troina, 29 novembre - 2 dicembre 2001), a cura di G. De' Giovanni-Centelles, Roma, Istituto Italiano dei Castelli, 2007, pp. 124-140.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高山 博 (TAKAYAMA HIROSHI)

東京大学・大学院人文社会系研究科・教授
研究者番号：90226936

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：